

一会期制を実施している他自治体の状況

	四日市市	栃木県	長崎県
実施時期	23年度から	24年度から	24年度から
24年度の会期	24年5月15日～25年4月30日	24年4月16日～12月27日 25年1月16日～3月31日	24年5月23日～25年3月22日
本会議の設定方法	①4会期制のときの定例会をそのまま4回の定例月に変更しており、本会議日数に変更はない ②必要に応じて緊急議会(臨時会に相当)を開催することとしている ③各定例月において、次の次の定例月の本会議日程まで定めている	①4会期制のときの定例会をそのまま4回の定例月に変更しており、本会議日数に変更はない ②必要に応じて臨時会議(臨時会に相当)を開催することとしている ③あらかじめ一年間の本会議日程を定めている	①4会期制のときの定例会をそのまま4回の定例月に変更しており、本会議日数に変更はない ②必要に応じて緊急議会(臨時会に相当)を開催することとしている ③各定例月において、次の定例月の本会議日程を定めている
本会議開催日数	22年度 26日 23年度 28日 24年度 27日	23年度 24日 24年度 24日	22年度 23日 23年度 23日 24年度 23日
導入の効果	年度末の市税条例の一部改正など、従来の専決処分ではなく、審議することができた。 また、常任委員会は、一年中が会期中となったため、常に所管事務調査ができることとなった。	災害対策の補正予算など、突発的な事態が発生した際に、迅速かつ適切な対応ができた。	政策立案機能の強化や監視機能の強化を目的に導入しており、各定例月における常任委員会の審査日数を増やし、委員間討議、参考人招致、現地調査などを実施している。
参考:本会議傍聴者数(一日当たりの平均)	22年度 15人 23年度 24人 24年度 18人	23年度 136人 24年度 91人	23年度 52人 24年度 83人
導入に当たって執行機関に配慮した事項や導入後の職員の状況	定例月議会や緊急の本会議の日程の決定に当たっては、あらかじめ執行機関側と十分な調整を行うこととしている。 常任委員会の開催日数の増加に伴う事務は発生しているが、それ以外に特に変化はない。	臨時の本会議では、執行機関の出席要求の範囲を限定するとともに常任委員会についても、調査内容によって出席する理事者を限定した。 常任委員会の開催日数の増加に伴う事務は発生しているが、それ以外に特に変化はない。	常任委員会については、あらかじめ部局別の審査日程表を作成し、理事者の出席日を限定するようにした。 常任委員会の開催日数の増加に伴う事務は発生しているが、それ以外に特に変化はない。

※栃木県は24年度から一会期制を導入したが、25年度から通年会期制(会期:25年4月1日～26年3月31日)に変更予定

※三重県は25年1月から一会期制(会期:25年1月17日～12月20日)を実施